

自賠責運用益拠出事業（交通事故防止対策）の公募に係る実施要領

第1条 目的

一般社団法人 日本損害保険協会（以下、「損保協会」）は、交通事故の防止に貢献する様々な取組に関して幅広く情報を収集するため、自賠責運用益拠出事業となりうる取組を公募する。

自賠責運用益拠出事業は、交通事故防止対策等に資する取組を助成する事業である。公募で寄せられた取組のうち、損保協会が自賠責運用益拠出事業として助成を決定した取組は、一定期間、助成を受けることができる。

第2条 対象

第1条でいう「自賠責運用益拠出事業となりうる取組」とは、以下の取組を指す。

1. 交通事故の発生件数・被害の削減に資する事業
2. 交通事故の発生件数・被害の削減に繋がることが期待される研究

第3条 応募資格

申請者は、助成の対象に関することを実施する、営利目的ではない法人（社団法人、財団法人、学校法人等）とする。

第4条 募集の時期

実施する事業の募集の時期は、前年の4月1日から7月31日までとする。

第5条 助成額および助成件数

1件あたりの助成金額は年間500万円以上を目途とする。助成件数は若干数とする。

第6条 応募の方法

損保協会ホームページに掲載されている「自賠責運用益拠出事業申請書（自動車事故防止対策：公募用）」をダウンロードし、申請者が所定の事項を記入し、事務局宛にE-mailあるいは郵送で書類一式を提出することとする。

E-mailアドレス：jibai-jyosei@sonpo.or.jp

郵 送 先：〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階
日本損害保険協会 業務企画部自動車・海上グループ宛て

第7条 選考方法

事務局による書類審査（一次選考）および面談（二次選考）を経て、損保協会理事会により決定する。選考の実施時期は、書類審査および面談は8月～10月、損保協会理事会の決定は2月を目処とする。

事務局による選考では、別に定める選定基準に基づき、優先順位等を整理するものとする。

第8条 採否の通知

損保協会理事会の決定後、採用の通知を行う（2月）。なお、一次選考あるいは二次選考を通過した場合は、事務局から個別に今後の案内を連絡する（一次選考：8月末までに選考通過の連絡、二次選考：10月末までに選考通過の連絡）。なお、採用しない場合は原則として通知しないものとする。

第9条 助成金の交付

助成金は、採用にかかる書類手続き等が終了後、4月に助成することとする。

第10条 助成の対象となる経費

助成の対象となる経費は、助成を受けた事業および研究（以下、「事業等」）に要する機器備品（パソコンなど汎用性のある機器は除く）の購入費（賃借料含む）、交通費、図書・資料の購入費、材料・消耗品費、事業等実施者以外の者に対する謝金など事業等に必要な経費とする。

第11条 助成期間

原則として、最大3年度まで期間を指定できるものとする。

第12条 対象の成果報告

事業等の実施者は、年度ごとに3回（申請、上期報告、年度末報告）、損保協会の指定する様式に基づき、事務局に実施状況・成果を報告するものとする。複数年度で実施する事業等の場合、損保協会は同報告に基づいて次年度の助成額を決定する。

本助成により得た著作権等は、事業実施者および研究者に帰属する。ただし、原則として成果の公表を行うものとし、損保協会による公表に関して承諾するものとする。

第13条 助成金受領者の義務

事務局が事業等の進捗状況を報告するよう求めた時は、事業等の実施者は速やかに対応する。また、事業等の計画を変更する場合、事業等の実施者は事務局の承認を受けなければならない。

以下の場合など本実施要領の規定に違反する行為があった場合、その他助成の趣旨に反すると損保協会が判断した場合は、助成金の返還を求めることがある。

1. 事業等を中止する場合
2. 事務局から事前の承認を受けずに事業等の計画を変更する場合
3. 所定の期限までに報告がない場合

第14条 個人情報利用目的

当協会は、本助成の募集により取得した個人情報は、自賠償運用益拠出事業の目的に限って利用する。

第15条 事務局の設置と職務

自賠償運用益拠出事業の事務局は損保協会業務企画部自動車・海上グループとし、本実施要領に定める一切の手続きを実施するものとする。

第16条 本要領の改定・廃止

本要領の改廃は、業務委員会の決議により行う。ただし、軽微な改定については、自賠償業務部会で決議の上、業務委員会への報告を経て完了することができる。

以 上

制定 2018年11月

改正 2021年8月